

富士山SDGsロゴマークの使用基準

(趣旨)

第1条 この使用基準は、富士宮市が取り組むSDGsの普及啓発を図るために作成した「富士山SDGs」ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用条件)

第2条 ロゴマークの使用は、次に掲げる事項を満たすことができるものに行うものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 市の信用又は品位を害するものでないこと。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は支援するおそれがあるものでないこと。
- (4) ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるものでないこと。
- (6) ロゴマークの著しい変形等により、ロゴマークのイメージを損なうものでないこと。

(承認の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとするもの(以下「使用者」という。)は、富士山SDGsロゴマーク使用承認申請書(第1号様式。以下「承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の決定)

第5条 市長は、前条の承認申請書を受理したときは、その適否を審査する。使用を承認することを決定したときは富士山SDGsロゴマーク使用承認通知書(第2号様式)により申請者に通知し、使用が不適当としたときは富士山SDGsロゴマーク使用不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、ロゴマークの使用を承認するに当たっては、必要な条件を付すことができる。

(使用承認の取消し)

第 6 条 市長は、承認申請書の内容に虚偽があるときその他その使用が活用の趣旨にそぐわないと認めるときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

(補則)

第 7 条 この使用基準に定めるもののほかロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和 3 年 1 2 月 2 8 日企画部長決裁)